

飯田市地域福祉計画 飯田市地域福祉活動計画 (第2期)

「誰もが主役、皆が地域で支え合う、
住み慣れた地域で共に生きていくために」

令和3年度～6年度

飯 田 市
飯田市社会福祉協議会

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の経過と趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の位置付け	1
4	策定方法	2
第2章	飯田市地域福祉計画の基本的な考え方	
1	基本理念	3
2	基本方針	3
3	重点取組	4
第3章	地域福祉推進のための仕組みづくり	
1	地域福祉の推進体制	5
2	飯田市社会福祉協議会の活動方針	7
3	福祉のまちづくりパートナーシップ協定	7
4	地域福祉課題検討会	7
5	地区基本構想・基本計画の推進	8
6	地域福祉コーディネーターによる地域福祉活動の展開	8
7	各地区取組事例の横展開	8
8	計画の進行管理と評価	8
第4章	第1期重点事業の評価	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	9
2	地域における交通手段の確保	9
3	生活困窮者への気づきと支援	9
4	障がい児・者の共生の環境づくり	10
5	認知症の理解と支援	10
6	地域福祉に係る人材育成	10
7	地域と共に取り組む健康づくり	10
8	結婚から子育て・子育て支援	11
第5章	地域福祉推進のための重点取組	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	12
2	地域における生活課題解決への支援	12
3	自立に向けての支援	13
4	地域共生への環境づくり	14
5	生き生きと暮らせるコミュニティづくり	15
6	福祉に係る人材育成	16
7	産み育てやすい地域づくり	16
第6章	重点取組を推進するための活動計画	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	18
2	地域における生活課題解決への支援	23
3	自立に向けての支援	28
4	地域共生への環境づくり	31
5	生き生きと暮らせるコミュニティづくり	36
6	福祉に係る人材育成	38
7	産み育てやすい地域づくり	43

資料編

1	飯田市社会福祉審議会本部会委員名簿	46
2	飯田市社会福祉審議会本部会の開催状況	46
3	地区等との意見交換の開催状況	47
4	福祉相談窓口一覧	48

第2期飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経過と趣旨

飯田市の「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」では、「合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台」をキャッチフレーズとし、「12の目指すまちの姿」の実現に向けて取り組みを進めています。福祉分野では「共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる」を掲げています。

平成29年度から令和2年度までの「第1期飯田市地域福祉計画」は、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」の分野別計画に位置付けられ、地域活動による支え合いや住民相互の助け合いにより、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することとし、具体的には、事業者との見守り協定の締結による社会全体での見守り体制の構築や、ごみ出し困難世帯への支援などを実施してきました。

また、「第1期飯田市地域福祉活動計画」においては、各地区の共助による新たな福祉活動の取り組みを推進し、その横展開を図るとともに、全地区における住民支え合いマップの作成やふれあいサロンの立ち上げなど地域住民が主体となり地域で支え合う取り組みを推進してきました。

一方、地域社会では少子高齢化、家族機能の変化などを背景として、個人や世帯の抱える生きづらさや暮らしづらさが複雑化・多様化し、例えばダブルケア、いわゆる8050問題、ごみ屋敷などの問題が生じています。

また、介護、障がい、子ども、困窮といった従来の縦割りの公的支援のみでは対応が難しい、制度の狭間の課題も新たに表面化してきました。

こうした地域社会の変容と、直面する新たな課題に対応するために、地域、飯田市、関係機関等が協力して地域共生社会に向けた取り組みを進めていく必要があるため、令和元年度から各地域において、地域福祉課題検討会を開催し、地域の持つ福祉課題を把握し、地域とともにその解決方法の検討を始めました。この計画を策定するに当たり、地域福祉課題検討会での検討結果を反映させていきます。

この計画は第1期と同様に、飯田市が策定する理念と仕組みを掲げた「地域福祉計画」と、活動・行動を具体化するために飯田市社会福祉協議会や福祉関係者等が共に策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、両計画を車の両輪として連携させ、各福祉分野にとらわれない横断的な支援を行い、地域福祉を推進していきます。

2 計画期間

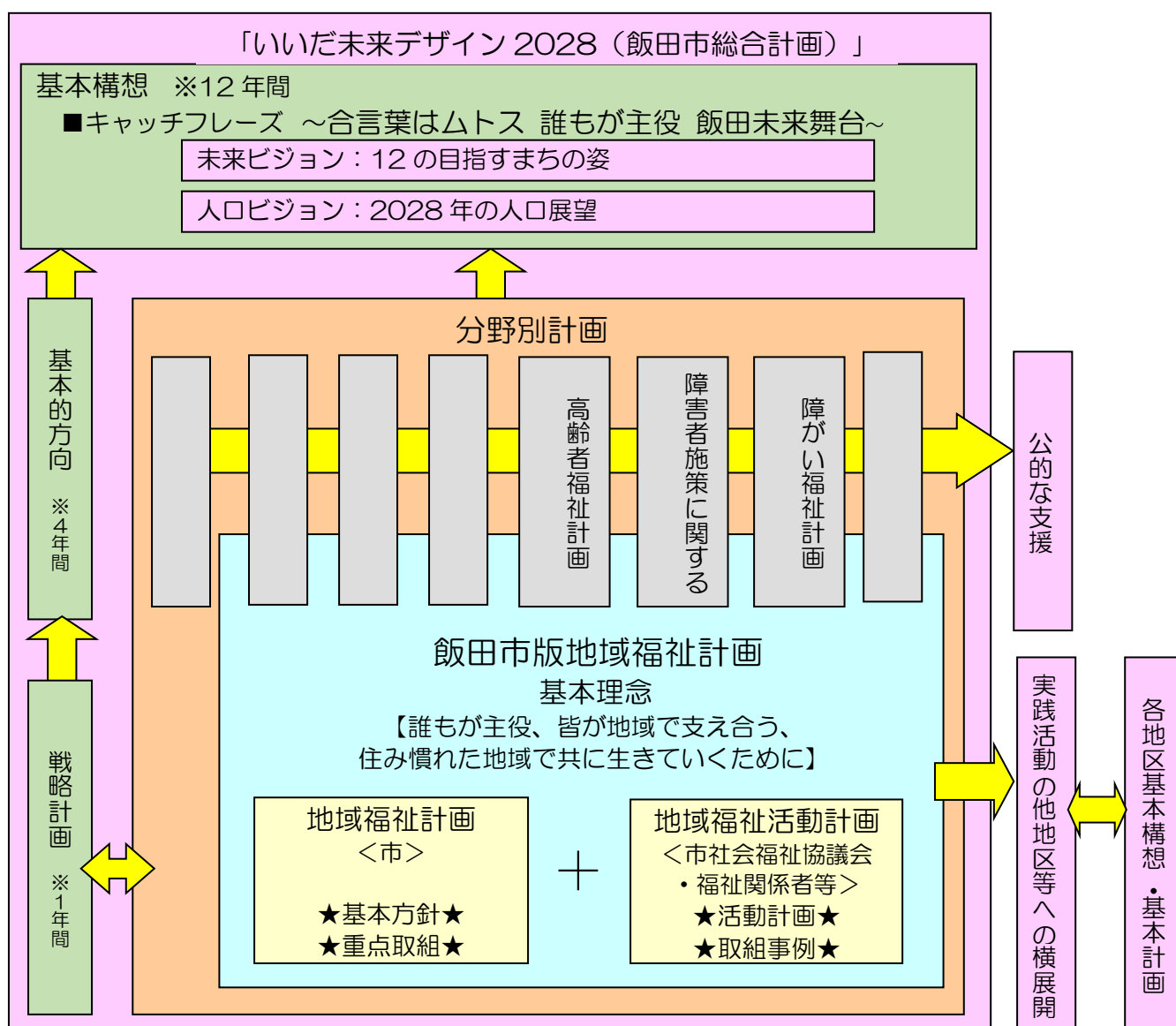
令和3年度から令和6年度までの4年間とします。（いいだ未来デザイン2028 基本的方向(4年単位)の中期に合わせます。）

3 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の規定により、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として市町村が策定するよう努めることとされており、「地域における高齢、障がい、子育てその他の福祉の各分野における共通的な事項」を内包する計画として位置付けられています。

また、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」に掲げたビジョンの実現を

目指し、地域福祉の推進に関する事項を具体化する「いいだ未来デザイン 2028」の分野別計画として位置付けられています。



※基本的方向：基本構想の実現に向けて4年間で戦略的かつ重点的に取り組むもの
 ※戦略計画：基本的方向の実現に向けて具体的に取り組むもの

4 策定方法

- (1) 庁内各検討会で計画案を検討する。(社会福祉協議会含む)
 - 福祉課検討会：福祉課
 - 健康福祉部検討会：福祉課、長寿支援課、子育て支援課、保健課
 - 庁内検討会：健康福祉部、ムトスマちづくり推進課、危機管理室、教育委員会、リニア推進課、市立病院など
 - 地域福祉活動計画（一体的に策定）：社会福祉協議会、福祉課など
- (2) 社会福祉審議会本部会に諮問し、「計画（案）」を審議する。審議会は、福祉の各分野の個別計画との整合性を図る。
- (3) 計画案などが決定した段階で、まちづくり委員会、民生児童委員協議会、地域福祉課題検討会などで説明し意見を聴取する。

第2章 飯田市地域福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

「誰もが主役、皆が地域で支え合う、住み慣れた地域で共に生きていくために」

誰もが地域社会の中で主役となり、住み慣れた地域で共に、自分らしく生き生きと安心して暮らせることができるように、地域の中でお互いに支え合うことができ、地域の持つ力と公的な支援体制が協働して、さらなる地域づくりを推進していくことをこの計画の基本理念とします。

2 基本方針

基本理念の下に、以下の4つを基本方針に掲げて取り組みを推進していきます。

(1) 『安心して暮らせる社会づくり』

年齢や障がいの有無等にかかわらず、全ての人が、住み慣れた地域でその人らしい安心して生活を送ることができるよう、一人の人間として尊重され、多種多様な個性を認め合い、共に生活することができる社会を目指します。

(2) 『共に支え合う地域づくり』

同じ地域で暮らす全ての住民が地域での役割を持ち、お互いに支え合い、助け合うことができるよう、地域の支え合いの基盤を強化し、住民参加による生活に根ざした地域活動の積み重ねによって、市内20地区それぞれに合った個性ある地域共生社会づくりを進めていきます。

(3) 『健やかに暮らせる地域づくり』

地域住民の誰もが生涯にわたり生き生きと健やかに暮らしていけるように、一人ひとりが生きがいを持ち、健康で文化的な社会を共に創っていくことができる地域づくりを進めていきます。

(4) 『包括的支援体制づくり』

地域住民、社会福祉法人やNPO法人などの社会福祉事業者、ボランティア団体、民間事業者、行政など様々な地域福祉の主体が、制度の狭間の課題への対応、各分野を横断する問題を抱える者への対応など、様々な課題解決のために一体となって協力する体制づくりを進めていきます。

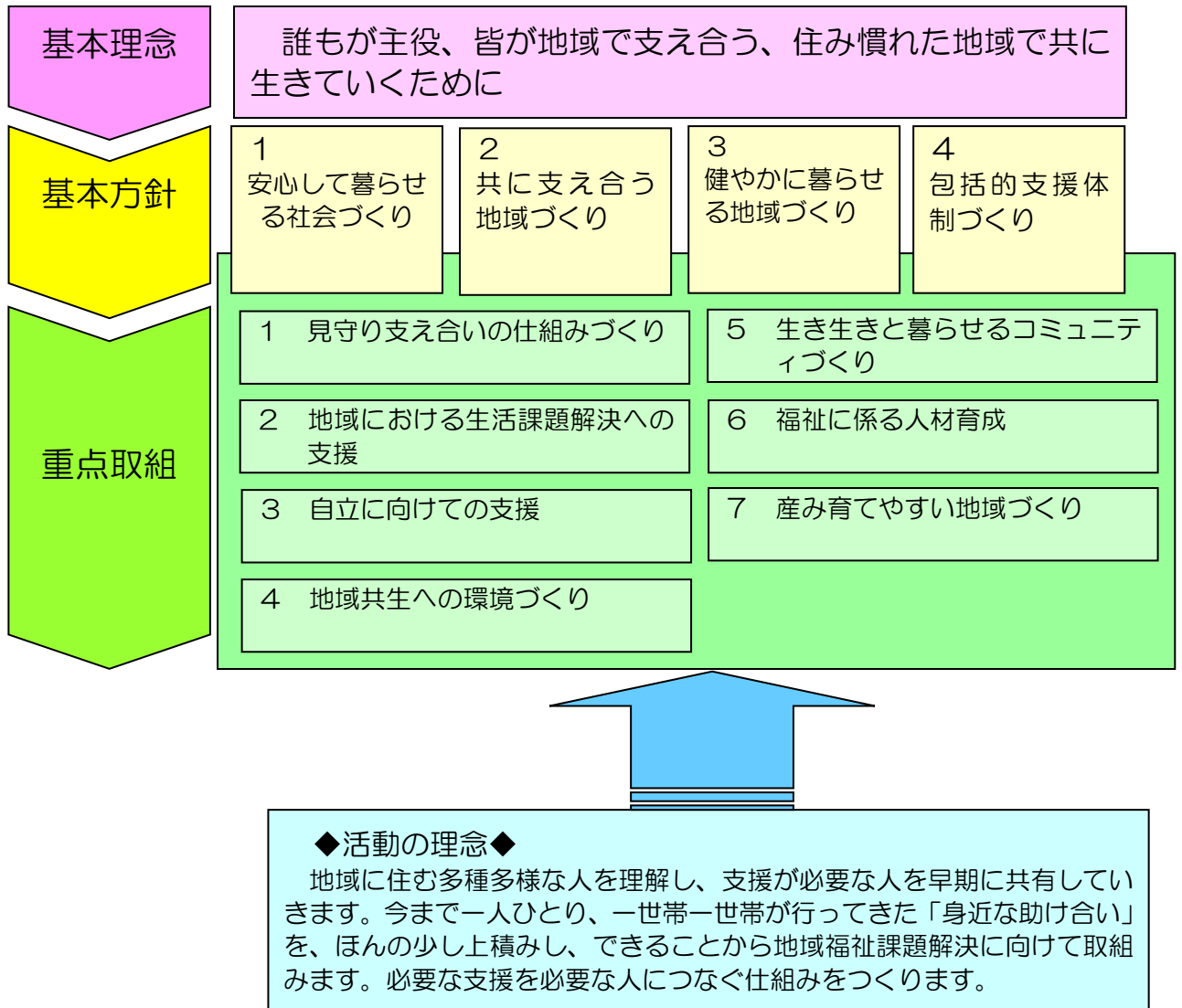
【解説】

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会をともに創っていくという考え方。

3 重点取組

基本方針の推進を図るため、集中的に取り組むべきものを7つの重点取組として掲げて実施していきます。

重点取組は、第1期地域福祉計画の8つの重点事業の取り組み、評価をふまえ、地域における多様な生活課題に多様な主体が関わりを持ち、支援を行っていくという観点を重視して整理を行い、また、令和元年度から開催した地域福祉課題検討会において地域福祉に関する課題を検討する中で出された課題、意見等を反映したものです。



第3章 地域福祉推進のための仕組みづくり

1 地域福祉の推進体制

「地域共生社会」を目指して地域福祉を推進するためには、地域住民、まちづくり委員会等の地域団体、社会福祉事業を目的とする事業者、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、ボランティア等の活動と相まって、相互に連携して相談支援に当たることができる体制と活動が必要となります。

(1) 地域住民・まちづくり委員会等の役割

- 地域住民は、まちづくりの主体として、地域の活動に参画し、日ごろから隣近所との交流を図り、お互いに支え合える関係を築くように努めます。
- まちづくり委員会等は、地域住民の集合体であり、安心して住み続けられる地域づくりの推進に努めます。
- まちづくり委員会の健康福祉委員会等の地域福祉推進団体は、民生児童委員などと連携して、地域福祉の推進に努めます。

(2) 民生児童委員（福祉委員）の役割

- 担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民から生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じ、必要な支援へのつなぎ役としての活動に取り組み、社会福祉の増進に努めます。
- 住民組織であるまちづくり委員会、社会福祉を目的とする事業者やボランティアとの連携及び支援を行い、福祉事務所その他関係行政機関の業務に協力します。

(3) 民間事業者、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティアの役割

- 民間事業者は、地域社会の一員として、自らの社会的責任の一つである地域貢献のあり方を確立させ、地域社会との調和を図り、従業員の行う地域活動に配意し、地域づくりに努めるものとします。
- 社会福祉法人は、社会福祉事業の提供とともに、地域社会に貢献する使命があります。地域における公益的な取り組みが期待されています。
- NPO 法人は、地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手としても、大きな活躍が期待されています。
- ボランティアは、生きがいや社会参加を創出する場を提供することが期待されています。

(4) 飯田市社会福祉協議会の役割

- 市社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられており、行政や関係機関・団体と連携し、地域福祉を推進するための中心的な役割を担います。
- 市の地域福祉活動を調整してまとめるとともに、地域における福祉需要の把握や住民主体による地域福祉課題の解決に向けた取組の支援を推進します。

(5) 行政の役割

- 市は、地域住民、まちづくり委員会、民生児童委員及び事業者等と協力・連携し、社会福祉事業の計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提

供する体制の確保及び福祉サービスの適切な利用を推進します。

- 地域福祉の推進にあたっては、地域福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。また、各福祉分野にとらわれない、横断的な連携体制を構築することが期待されています。
- 各自治振興センターは地域づくりにおける拠点であり、厚生事務担当者、保健師、公民館主事等は、地域住民と直に接することにより地域福祉向上にそれぞれ重要な役割を果たすとともに、各まちづくり委員会等の地域団体、地域福祉コーディネーター等関係機関との連絡・調整役としての機能を発揮します。

(6) 重層的支援体制の整備

- ひきこもりなど従来の福祉制度の狭間の課題、8050 問題など各分野を横断する問題などに対応する「重層的支援体制」の整備に向けた取り組みとして、市に相談者の属性、世代等に関わらず相談を受け止める包括的な相談窓口を設置し、各相談支援窓口との連携強化を図る体制作りを進めます。
- 必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的な支援を実施します。
- 既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を結びつけ、社会とのつながりを回復する支援を進めます。
- 地域福祉コーディネーターによる小地域での福祉活動や社会資源の開発を支援し、または直接支援を行う関係者と調整を図ることにより、問題を抱える相談者が地域社会から孤立することを防ぐとともに、地域における多世代交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を進めます。

重層的支援体制(基本型事業・拠点)の全体像イメージ



【解説】

- 自治基本条例：

平成 19 年に飯田市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにし、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的に飯田市が制定したものです。

- 民生委員と福祉委員：

民生委員は、民生委員法に規定された厚生労働大臣が委嘱する地方公務員です。民生委員の職務は、「①住民の生活状態の把握、②日常生活の相談、助言及び援助、③福祉サービスの情報提供、④社会福祉経営者等との連携及び活動支援、⑤福祉事務所の業務協力等」です。

一方、福祉委員は、飯田市の条例に規定され、飯田市長が委嘱します。福祉委員の職務は、「①生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯及び母子世帯等の心配ごと相談、②寝たきり・独居高齢者の調査、相談、慰問、③生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯及び母子世帯等の処遇改善のための情報収集、④行政機関・福祉事業施設との連絡調整、⑤地域ボランティアの育成等」です。

飯田市では、民生委員が福祉委員を兼ねることと規定しています。

- 社会福祉法：

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、地域福祉の推進を図ることを目的とした法律です。また、地域住民、社会福祉を目的とする事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加できるように地域福祉の推進に努めることを規定しています。

2 飯田市社会福祉協議会の活動方針

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。地域住民や社会福祉関係者等の参加と協力を得ながら活動することを特徴とし、「公益的で且つ自主的」な組織であり、地域福祉を推進する主体的な団体として位置付けられています。

飯田市社会福祉協議会は、地域の一人ひとりが抱えている悩みや課題を地域全体の課題として捉え、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を実現するために、市民や公私福祉関係者の方々とともに、様々な活動を展開していきます。

3 福祉のまちづくりパートナーシップ協定

飯田市社会福祉協議会と飯田市は、平成 20 年 3 月 26 日に、福祉のまちづくりパートナーシップ協定を締結しました。協定書の中で「必要に応じて発効後見直しをする」こととしており、平成 29 年 3 月 26 日に「いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）」に掲げたビジョンの実現を目指し、全ての市民が、健康で安心して暮らすことができ、同じ地域で暮らす人々がお互いに支え合い、助け合うことができる「共助」の仕組みづくりと、仕組みづくりを通じて心の通い合う福祉のまちづくりを推進するために協定を見直し、協定を継続しました。

飯田市社会福祉協議会と飯田市は、対等・協働を基本とし、「福祉のまちづくり」を進めるものとしています。協働方針として、福祉サービスの充実、保健・福祉の連携の強化、福祉の専門性の向上、地域の支え合いの推進を掲げています。

4 地域福祉課題検討会

地域住民、地域の多様な主体、行政等が、地域が潜在的に持つ力と公的な支援体制の協働により、地域の福祉課題を洗い出し、共有し、解決の取り組みを検討し、出来ることから実践に移していく「地域福祉課題検討会」を、高齢者の課題解決等を目的とした「地域ケア会議」も兼ねながら行っていきます。地域福祉課題の解決などを通して、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしてい

けるよう住民相互の支え合いの取り組みを深化させることにより、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる地域共生社会の構築を目指していきます。

飯田市は、検討会の中で出された課題の解決に向けて、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの専門職とともに支援を行います。

5 地区基本構想・基本計画の推進

市内全20地区において基本構想・基本計画があり、地域特性に応じた計画が推進されています。全てのまちづくり委員会において、基本構想・基本計画又は毎年の事業計画において、高齢者・障がい者への見守り支え合いや地域活動へ参加するための福祉施策、健康づくり、子育て支援、地域支え合いの環境づくり等が盛り込まれており、地域福祉活動の推進が図られています。

6 地域福祉コーディネーターによる地域福祉活動の展開

飯田市社会福祉協議会に設置されている地域福祉コーディネーターが地域住民等とともに地域の福祉課題を把握し、問題解決に向けた検討を行う取り組みを進めます。

住民支え合いマップの作成及び更新などの活動を通じ、また、地域づくりの拠点である各自治振興センターと協調して各地区のまちづくり委員会（健康福祉委員会等）、民生児童委員協議会、福祉サービス事業者、関係機関等と連携することにより、地域の支援システム創りを推進します。

ふれあいサロンなど地域資源の運営を支援し、ボランティア活動の推進を図るなど、住民参加による地域福祉活動の推進に取り組みます。

7 各地区取組事例の横展開

飯田市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが行政との協働により、地域福祉活動推進学習会や地域福祉活動推進研修会、会議等の場を活用し、各地区の取組事例の紹介や事例発表を通じて情報共有を図り、他地区などの主体的な実践活動の創出へつなげていきます。

8 「新しい生活様式」への対応

令和2年の新型コロナウイルスの出現に伴い、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染対策を取り入れた「新しい生活様式」を実践していくことが求められています。地域福祉活動を展開する上では、地域や関係機関での相談、協議、支援、行事等の場において、基本的感染対策（マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保等）の実施や3つの密（密集、密接、密閉）の回避に努めるとともに、人との接触を減らすことによる生活課題の抱え込みや孤立の防止に留意します。

9 計画の進行管理と評価

この計画の進行管理と評価は、円滑な実施を進めていくために、飯田市社会福祉審議会条例の規定により地域福祉の推進に関する事項について調査及び審議を行う場である、飯田市社会福祉審議会本部会にて行っていきます。

計画期間は4年となっていますが、7つの重点取組を中心として取組内容の実行、評価、見直しで行うPDCAサイクルにより、進行管理に毎年取り組みます。